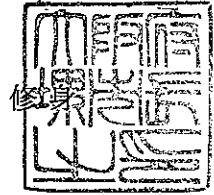


堺堺企総第307号
平成28年4月28日

堺市堺区区民評議会 会長 様

堺市長 竹山



諮問書

堺市区民評議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について貴評議会
からご意見を賜りたく諮問いたします。

記

諮問事項

町家の保全・活用のあり方について

答申を希望する時期

平成29年2月目途

(平成28年10月を目途に中間報告をお願いいたします。)

町家の保全・活用のあり方について

理由

平成27年度は、「歴史的・文化的資源を活用したまちづくりのあり方」について、「身近な歴史的・文化的資源を発掘・再認識することを通し、区民意識の向上を図り、活用・資源化に向けた取組を進めること」という基本方針のもと、様々な提案をいただきました。

また、検討の方向性として、「活用・資源化」の具体化に向けて、テーマを絞って引き続き検討を進め、特に喫緊の課題である町家・まちなみの保全・活用について、重点的に検討を進めることが必要であると、平成27年度答申をいただいたところです。

市としても、「環濠都市堺の再生、100年の計」の一環として、環濠都市として繁栄していた堺の歴史的・文化的魅力を、企業や市民とともに創造発信し、定住・交流人口の増加を通じて地域の活性化を図っており、堺区の資源の一つである町家は、その魅力の一端を担っていると考えられます。

その一方、町家は、近年、老朽化が進み、取り壊されるという状況も見られることから、現状を把握しつつ、早期に保全に向けた検討を進めていく必要があります。

また、町家を単に残すだけでなく、町家を利用するという視点も重要であるとのご意見もいただきました。このように町家活用も視野に入れた今後の取組のあり方、しくみのあり方を検討する必要もあります。

なお、町家の保全や活用に向けては、町家に対する住民意識のさらなる向上も必要になってくると考えられます。

以上のことから、貴評議会において、町家の保全・活用のあり方をご審議いただき、堺区の歴史的・文化的資源の活用に向けた取組について、答申をいただきたく、ここに諮問するものであります。